

令和5年度大槌町地域コミュニティ活動推進助成事業 実施要項

1 趣旨

被災者（災害公営住宅入居者、住宅再建間もない大槌町民等）の生活支援、被災者を取り巻く地域の課題解決に向け、地域住民が主体的に取り組み、資金面も含め自律的な継続を目指す大槌町内の地域コミュニティ活動に対し助成を行ない、より強固で円滑な地域コミュニティの形成を図るもの。

2 助成金額

(ア) 単一団体が実施する事業

総事業費の10分の10とし、1事業につき 190千円（千円未満切り捨て）を上限とする。

(イ) 複数団体が実施する事業

総事業費の10分の10とし、1団体につき 100千円（千円未満切り捨て）を上限とする。

3 助成対象団体

助成の対象となるのは、大槌町内においてコミュニティ活動を実施する団体等で、以下に該当するものとする。

- (1) 3人以上で組織する団体であること
- (2) 活動拠点が大槌町にあること、または団体の活動が主に大槌町で行われること
- (3) 交付事業に係る取組を、実施完結できる団体であること
- (4) 継続的な活動を展開する団体であり団体名義の口座を開設していること
- (5) 政治活動、宗教活動を目的としないこと
- (6) 訴訟や法令順守上の問題を抱えていない団体であること
- (7) 暴力団等の反社会的勢力及び暴力団等の反社会的勢力関係者を含まないこと

4 助成対象事業

自律的かつ継続的な実施を目指して実施する下記の要件に該当する事業を対象とする。

(ア) (イ) 共通：下記①～⑤の要件いずれにも該当する事業

- ① 被災者の生活を取り巻くコミュニティの活性化、課題解決に資する事業
- ② 参加者や支援対象者の主体的な活動が伴う事業
- ③ 継続性があり今後の展望が明確な事業
- ④ 町内で実施する事業
- ⑤ 費用対効果の観点から妥当と判断される事業

(イ)：下記⑥の要件にも該当する事業

- ⑥ 複数の地域・団体が連携・協力のうえ合同実施することで、各地域活動の相互充実・強化を図る事業

※ 本助成金の交付を3回受けている事業については、助成対象外とする。

※ 町内の災害公営住宅におけるコミュニティ形成、および災害公営住宅と近隣地域との融合を図る事業については優先的に採択する。

5 助成対象外となる事業

以下に該当するものと判断される事業については、助成対象外とする。

- (1) もっぱら団体の親睦に留まる交流活動や視察研修など
- (2) 町外で実施する事業
- (3) 事業対象者に被災者が含まれない事業
- (4) 被災者の主体的な参画や活動が伴わず、一方的なサービス提供のみの事業
- (5) 個人給付と判断される事業
- (6) 物品の購入や印刷物の作成等が主となり活動が伴わない事業
- (7) 申請団体の通常活動に終始し、団体以外の地域住民の参画が伴わない事業
- (8) 一般的な行政ニーズに対応する活動
- (9) 一過性のイベントに留まり発展性が見込めない事業
- (10) 継続して実施している事業について、自己資金確保など自律的な継続に向けた動きが見られない事業

6 助成対象期間（事業実施期間）

事業実施期間は、令和5年4月1日（土）～令和6年3月8日（金）とする。

※交付決定日以降が対象となります。

7 対象経費

助成金の交付の対象となる経費は、事業実施に要する経費のうち、直接その事業の実施に欠くことのできない以下の経費（実施にあたり必要最低限と認められた経費）とする。

(1) 旅費	講師旅費に限る。 ①交通費：必要最低限の実費とする。 ②宿泊費：必要最低限の実費とし、10,000円を上限とする。
(2) 報償費	1事業につき対象となる講師等は3人まで、芸能団体等は2団体までとする。謝金の上限額は以下のとおり。 ● 大学教授等専門性の高い講師等：1人 5,000円/時間 ● サロン活動等の講師および事業に不可欠な司会や公演者等：1人 4,000円/時間 ● 事業に不可欠な芸能団体など複数人で構成される団体：1団体 10,000円/時間
(3) 需用費	①食糧費：イベント等への参加促進のための茶菓飲料および調理食材の費用とし、 <u>1人500円/回を超えない額</u> とする。個人給付となるような食事、弁当は不可。 団体構成員や運営スタッフ、講師向けも同様。 ②消耗品費 ③印刷製本費：事業に係るチラシやポスター等の印刷製本に係る費用。
(4) 役務費	広報費、燃料費、保険料、手数料等
(5) 使用料	会場使用料等（必要最低限の額とする。）
(6) 賃借料	必要な物品や車輛等のレンタル料等

8 対象外となる経費

助成の対象外となる経費は、以下のものとする。

- (1) 団体等の組織の運営や維持に係る経常経費
- (2) 構成員等の人件費
- (3) 当該事業に直接関係のないと判断される経費
- (4) 個人給付にあたりと判断される経費
- (5) アルコール類
- (6) 町外への移動費用
- (7) 完了時、領収書がないもの（団体名未記入のもの、明細のない消耗品も不可）
- (8) 用途不明瞭な経費
- (9) その他、不適切と判断された経費

9 申請に当たっての留意事項

当助成金は、自力での実施を目指しているものの資金面で実施困難な地域活動について、不足分を補うための助成金となります。申請にあたっては、節約に努め、自己資金や参加費の徴収等により自律的に継続し得る計画を作成してください。要項上は対象経費であっても、審査上、過大や高額であると判断された項目については、減額対象となる場合がありますので、十分に留意してください。

10 申請方法

(1) 申請受付期間	令和5年4月1日（土）から令和6年1月31日（水）まで
(2) 申請書類	①【様式第1号】補助金交付申請書 ②【様式第1号（別紙）】団体基本情報 ③【様式第1号の2】事業計画書 ④【様式第1号の2】事業計画書別紙 ⑤【様式第1号の3】収支予算書
(3) 提出書類	上記の申請書類に団体通帳の写し（口座番号、名義が分かる部分）、団体の規約（定款）を添えて、提出してください。審査を要することから、事業実施の2週間前を目途に書類を提出してください。

11 事業実績報告

交付決定を受けた団体は、事業完了後1か月以内もしくは令和6年3月19日（火）のうち早い期日までに、事業実績報告書類を提出してください。

12 その他

本実施要項及び大槌町補助金交付規則・大槌町補助金交付規程に従うこと。

【提出先・問合せ先】

大槌町役場協働地域づくり推進課 〒028-1192 岩手県上閉伊郡大槌町上町1番3号
TEL:0193-42-8718/FAX:0193-42-3855/Email:shien-kikaku@town.otsuchi.iwate.jp